

群馬大学共同教育学部国際交流委員会内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規第6条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、国際交流、グローバル人材育成、国際化の推進等に関する事項について学部長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際的な教育研究交流の推進に関する事。
- (2) グローバル人材育成の推進に関する事。
- (3) 海外に向けた情報発信の推進に関する事。
- (4) その他教育研究の国際化の推進に関する事。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際交流委員長
- (2) 国際交流委員長の属する部から選出された教員1人及びその他の部から選出された教員各2人計7人
- (3) 学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員会の審議結果は、教授会へ付議するものを除き、教授会の構成員に報告するものとする。

(部 会)

第9条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、教務係が処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。